

和歌山大学学生寮管理運営規則

制 定 昭和62年 8月28日

最終改正 令和 5年11月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に関し、基本的事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、和歌山大学（以下「本学」という。）に入学した学生に勉学と居住の場を提供し、修学を容易にすることを目的とする。

(定員及び入寮対象者)

第3条 学生寮の定員は、別に定める。

2 学生寮に入寮できる者は、学部又は学環の学生（科目等履修生及び研究生を除く。）とする。ただし、定員に達しない場合は、大学院の学生（科目等履修生及び研究生を除く。）を対象者とすることができる。

(管理運営)

第4条 学生寮の管理運営責任者は、学長とする。

2 管理運営に関する必要な事項については、和歌山大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、別に定める。

(入寮願)

第5条 入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要書類を添えて学長に願い出なければならない。

(入寮の選考及び許可)

第6条 入寮の選考及び許可は、委員会の定める選考基準に基づき、学長が行う。

(入寮手続)

第7条 入寮の許可を受けた者は、所定の期間内に入寮手続を完了しなければならない。

(入寮許可の取消)

第8条 入寮の許可を受けた者が、前条の手続を完了しないときは、許可を取り消すことがある。

2 入寮の許可を受けた者が、入寮に必要な提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、許可を取り消すものとする。

(在寮期間)

第9条 在寮期間は、原則として入寮を許可された日から、最短修業年限終了の日までとする。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合は、在寮期間の延長を許可することができる。

(寄宿料)

第10条 寮生は、別に定める寄宿料を、所定の期日までに納付しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合であっても、寄宿料は1月分を納付しなければならない。

3 納付された寄宿料は、返還しない。

## 学生寮管理運営規則

### (経費の負担)

第11条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生が負担しなければならない。

2 前項の経費の負担区分は、別表のとおりとする。

3 寮生は、前項の負担区分による経費を、所定の期日までに、学長の指定する者に支払わなければならない。

### (施設の保全)

第12条 寮生は、施設、設備及び備品等を常に正常な状態に保全することに意を用い、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 居室を本来の目的以外に使用しないこと。

(2) 居室に許可なく工作を加えないこと。

(3) 防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めること。

2 寮生は、故意又は過失により施設、設備及び備品等を亡失、損傷又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

### (退寮願)

第13条 退寮を希望する寮生は、あらかじめ所定の退寮願により学長に願い出て、その承認を受けなければならない。

### (退寮措置)

第14条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、速やかに退寮を命ずるものとする。

(1) 学生の身分を失ったとき。

(2) 第9条に定める在寮期間を超えたとき。

(3) 寄宿料を3月以上滞納したとき、又は第11条に定める経費の負担を3月以上怠ったとき。

2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、委員会の議を経て退寮を命ずることができる。

(1) 停学、休学、留学等により長期間にわたり本学における修学が不可能になったとき。

(2) 長期間にわたる療養の必要な疾病等により保健衛生上学生寮での生活に不相当と認められたとき。

(3) 正当な理由がなく、居住を常としなくなったとき。

(4) その他この規則に違反する等、学生寮の管理運営上支障をきたす行為があったとき。

3 前項の規定により、退寮を命ぜられた者が損害を受けることがあっても、本学はその責を負わないものとする。

### (寮生以外の者の宿泊等)

第15条 学生寮には、寮生以外の者の宿泊を認めない。また、寮生の居住以外の目的に使用してはならない。

### (雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年8月28日から施行する。
- 2 和歌山大学学生寮規則（昭和33年6月27日制定）は、廃止する。

附 則（平成5年11月26日一部改正）

この改正規則は、平成5年11月26日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

附 則（平成13年3月21日一部改正）

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第147号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1089号）

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日一部改正：法人和歌山大学規程第1886号）

この改正規則は、平成29年2月17日から施行する。

附 則（令和3年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2329号）

この改正規則は、令和3年2月26日から施行する。

附 則（令和5年11月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2686号）

この改正規則は、令和5年11月24日から施行する。

和歌山大学学生寮経費負担区分に関する基準

区分	大学負担	寮生負担
施設・設備の補修費	(1) 施設・設備を補修するための経費	(1) 故意又は過失により施設・設備を亡失、損傷、汚染したときの原状回復に必要な費用
人件費	(1) 施設の管理上大学が必要と認めて配置した場合の職員の給与	
電気料	(1) 寮生の使用の有無にかかわらず必要な基本料金 (2) 施設の管理上必要な外灯、門灯、玄関、廊下、階段、受付、談話室、和室、倉庫で使用する電気料金	(1) 寮生が居室で使用する電気料金 (2) 寮生が使用する便所、浴室・脱衣室、洗面・洗濯室、補食室の電気料金
水道料	(1) 寮生の使用の有無にかかわらず必要な基本料金 (2) 施設の管理上必要な散水栓等で使用する水道料金	(1) 寮生が使用する便所、浴室・脱衣室、洗面・洗濯室、補食室の水道料金
ガス料	(1) 寮生の使用の有無にかかわらず必要な基本料金	(1) 寮生が使用する補食室、浴室のガス料金
電話料	(1) 施設の管理上必要な受付で使用する電話の使用料金	(1) 寮生が使用する専用電話の使用料金
消耗品費	(1) 施設の管理上必要な外灯、門灯、玄関、廊下、階段、受付、談話室、和室、倉庫で使用する消耗品の費用	(1) 寮生の居室及び寮生が使用する便所、浴室・脱衣室、洗面・洗濯室、補食室で私生活のために使用する消耗品の費用
その他 (雑役務費)	(1) 施設の管理上必要な防火設備等の保守点検のための費用 (2) 保健衛生上必要な除草、清掃（寮生が日常行うべきものを除く）などの費用	